

## 『障害児の利用可能なサービス一覧表』

「障害児」のサービス利用については、基本的に障害程度区分の認定は行わず、「障害者」とは別の方法により支給決定がされます。

居宅介護(ホームヘルプ)	<p>障害の種類や程度を把握するため、5領域(食事、排せつ、入浴、移動、行動障害および精神症状)に関する10項目の調査を行い支給の要否を決定します。</p> <p>短期入所については、単価上の区分(区分1~3)が設けられています。</p>
児童デイサービス	
短期入所(ショートステイ)	
行動援護	<p>行動援護用に12項目の調査を行い、その合計点が10点以上の方が利用できます。</p>
<p>重度障害者等包括支援</p> <p>概ね15歳以上の方が対象</p>	<p>障害者と同様に106項目の調査を行い、審査会に意見を聴いた上で支給の要否を決定します。</p> <p>審査会には「対象者となるか」の意見を聴くだけで、障害程度区分が決定されるわけではありません。</p>
<p>重度訪問介護</p> <p>15歳以上が対象</p>	<p>児童相談所が利用することが適当であると判断した場合、「障害者と同様の手続き(106項目調査 審査 障害程度区分決定)」により支給の要否を決定します。</p> <p>利用可能区分については「区分により利用可能なサービス一覧表(障害者版)」をご覧ください。</p>